

水洗便所改造のための補助金・貸付金制度について

園工事の施工・排水設備指定工事店に関すること
水道部事業課下水道建設係 ☎(24)2111内線280番
申請の手続きや必要となる書類に関すること
水道部総務課普及係 ☎(24)2111内線341番

■水洗便所改造等補助金

汲み取り式又は浄化槽式のトイレと排水設備を改造し、公共下水道に接続するための工事を行う方が、次の条件を満たす場合に、工事費用の一部を補助する制度です。

申請者の要件

- ・自ら居住する家屋の所有者本人であること。
- ・市税等の滞納がないこと。

所得要件

申請者の世帯人数毎に、前年合計所得金額が、次の金額を超えないこと。

一人世帯	二人世帯
159万円	233万6,000円
三人世帯	四人以上世帯
307万9,000円	369万6,000円

※合計所得金額は、世帯全員の所得合計です。

受付期間

随時

補助金額

工事費の25%以内で、最大15万円

申請の手続き

申請書、工事見積書、源泉徴収票(写)又は所得証明書、住民票(世帯全員)、納税証明書が必要です。

次のような場合は、補助の対象となりません

- ✓ 国や地方公共団体が所有し、管理する家屋
- ✓ 法人又は団体が所有する家屋
- ✓ 営業用(工場・店舗・賃貸住宅等)の家屋
- ✓ 市税・下水道受益者負担金を滞納している世帯
- ✓ 新築する家屋

■水洗便所改造等資金貸付金

汲み取り式や浄化槽式のトイレを水洗式に改造して、公共下水道に接続しようとする方に対し、トイレの改造・排水設備の設置に必要な資金の融資制度を設けています。

融資要件

- ・市税等の滞納がないこと
- ・自己資金のみでの工事負担が困難であること
- ・資金償還につき十分な支払能力を有すること
- ・確実な連帯保証人があること

融資金額

- ・トイレ、風呂、台所の改造には、**60万円まで**
- ・風呂、台所のみ改造の場合には、**12万円まで**

融資の利率

処理区域の告示後3年以内に融資を受ける場合は無利子となりますが、3年経過後に融資を受ける場合は、年1.4%の利払いが必要になります。

受付期間

随時

返済方法

改造の範囲・借入金額を問わず、毎月1万円の元金均等による償還となります。

申請の手続き

申請書、工事見積書、所得証明書(本人と連帯保証人)、住民票(世帯全員)、納税証明書(本人と連帯保証人)が必要です。

※貸付金の交付と償還金の収納事務を、金融機関(北見信用金庫)に委託しているため、金融機関の審査が必要となります。

※補助金制度と融資斡旋制度とは、併用することが可能です。(その際は融資金額が減額されます。)

※市が指定する排水設備指定工事店では、これらの申請手続きを代行してくれます。(住民票及び各種証明書の請求は本人及び連帯保証人で行ってください。)

犬の登録と 狂犬病予防注射実施のお願い

生後91日以上犬を飼われている方は、室内犬・室外犬を問わず生涯1回の畜犬登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが、法律で義務づけられています。

狂犬病は人を含めた全ての哺乳類に感染して発病しうる病気で、狂犬病が発症した場合100%死に至ります。未然に防ぐためにも、必ず予防接種を受けさせてください。

畜犬登録料	注射料	注射済票 交付手数料
3,000円	2,690円	550円

※注射済票は畜犬が登録されていて初めて台帳に記録されます。注射を打つ前に必ず市役所で畜犬の登録を行ってください。

接種場所

もんべつ動物病院 渚滑町元新3丁目176-3 ☎(23)2190番	南が丘動物病院 南が丘町7丁目41-11 ☎(24)8872番
---	---------------------------------------

園環境生活課環境保全係 ☎(24)2111内線210番

合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助します

市では、たくさんの恵みを与えてくれる川や海の水質を守ることを目指し、合併処理浄化槽の設置費用補助と無利子貸付を行っています。

対象地域 新生の一部、元紋別の一部、藻別、上藻別、小向、八十土、弘道、沼の上、志文、渚滑町の一部、渚滑町元新、渚滑町川向、渚滑町宇津々、渚滑町元西、上渚滑町全域

補助金額について

合併処理浄化槽設置補助	5人槽は845,000円(限度額)
	6人槽以上は985,000円(限度額)
単独処理浄化槽撤去補助	90,000円(限度額)
排水設備等改造に関する補助	低所得者に100,000円(限度額)
	高齢者に50,000円(限度額)

※高齢者補助は、低所得者かつ居住者全員が65歳以上の場合のみ補助されます。

※無利子貸付は、限度額60万円を無利子で貸付し、月1万円の返済となります。

※低所得者とは同一の住居で生活を営む世帯員全員の合計所得額が、生活保護基準額に1.3倍を乗じて得た額以下である者。

園環境生活課環境保全係 ☎(24)2111内線210番